

# よこはま緑の推進団体連絡協議会規約

## 第1章 総則

(名 称)

第1条 本会は、よこはま緑の推進団体連絡協議会と称する。

(目的)

第2条 本会は、よこはま緑の推進団体（以下「推進団体」という）及び区連絡会相互の交流を促進し、花と緑があふれる街づくりを推進することを目的とする。

(事 業)

第3条 本会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 居住地域及び民間施設の緑化に関する情報の交換
- (2) 研修会等の開催
- (3) 横浜市及び公益財団法人横浜市緑の協会の緑化行事への参加
- (4) その他、前条の目的を達成するために必要な事業

(組 織)

第4条 本会は推進団体をもって会員として組織し、かつ、その目的を遂行するため、各区の推進団体を統括する区連絡会を設置するものとする。

## 第2章 役員

(種 別)

第5条 本会に次の役員及び理事を置く。

- (1) 会長1名
- (2) 副会長2名
- (3) 監事2名
- (4) 理事18名以内（会長、副会長、監事を含む）

2 理事は各区連絡会会長をもってあてる。

(役員を選任)

第6条 役員は、理事の中から互選により候補者を選出し、理事会の議決により選任する。

2 会長は、役員を選任について総会に報告しなければならない。

(職 務)

第7条 会長は本会を代表し、本会の事業を総括する。

2 副会長は会長を補佐し、会長が事故あるときはその職務を代行する。

3 理事は本会の事業を執行する。

4 監事は本会の会計及び事業執行状況を監査する。

(任 期)

第8条 役員任期は2年とする。ただし、補欠による役員任期は前任者の前任期間を引き継ぐものとする。

2 役員の再任はこれを妨げない。ただし、連続する任期は2期（最大4年）を限度とする。

（手 当）

第9条 役員及び理事には、本会の経費の中から、会議等に出席するための必要経費として別に定める基準に基づき手当を支給することができる。

### 第3章 会議

（総 会）

第10条 総会は年1回会長がこれを召集し、収支予算、収支決算、役員の選任及びその他必要事項について報告する。

2 総会議長は、会長がこれにあたる。

（役員会）

第11条 役員会は理事会に先立って会長がこれを召集し、理事会に付議する事項を決定する。

2 役員会の議長は、会長がこれにあたる。

（理事会）

第12条 理事会は会長がこれを召集し、収支予算、収支決算、役員の選任等本会の事業の運営に関する主要事項を、出席理事の過半数をもって議決する。

2 理事会の議長は、会長がこれにあたる。

### 第4章 会計

（経 費）

第13条 本会に要する経費は、公益財団法人横浜市緑の協会からの助成金等をもって充てるものとする。

（予算及び決算）

第14条 本会の収支予算は、年度開始前に会長がこれを作成し、理事会の議決により定める。

2 本会の収支決算は、監事の監査を経て、理事会の議決により定める。

3 会長は理事会の議決により定めた収支予算及び収支決算について、総会に報告しなければならない。

（事業年度）

第15条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

### 第5章 雑則

（事 務）

第16条 本会の事務は、当分の間、公益財団法人横浜市緑の協会が行うこととし、事務局長は管理部長とする。

2 事務局は、公益財団法人横浜市緑の協会管理部に置く。

(施行細則)

第 17 条 この規約に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、理事会の議決を経て会長が別に定める。

(附 則)

この規定は、平成 5 年 1 月 23 日から施行する。

この規定は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

この規定は、平成 21 年 9 月 11 日から施行する。

この規定は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

この規定は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

この規定は、令和 4 年 6 月 10 日から施行する。